

第 67 回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

要 項



ゆめリンク愛知国体

描け リンクに きみの夢



ぎふ清流国体

輝け はばたけ だれもが主役

公益財団法人日本体育協会
文部科学省委
愛知岐阜県
財団法人日本スケート連盟
財団法人日本アイスホッケー連盟
名古屋岐阜市
豊長恵久橋手市
恵那手市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	・・・	1
2	実施要項総則	・・・	2
※	交代（変更）届・棄権届	・・・	12
3	各競技実施要項	・・・	14
4	式典次第	・・・	24
5	宿泊要項	・・・	27
6	輸送交通要項	・・・	32
7	医療救護要項	・・・	35
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	・・・	37
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	・・・	38
10	関係団体事務局一覧表	・・・	39

※ 開催県の記載順は、公益財団法人日本体育協会の加盟団体番号に基づくものとする。

1 競技会日程と会場一覧表

正式競技 : スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技	日 程						会 場	所 在 地
		平成 24 年 1 月					2 月		
		27	28	29	30	31	1		
恵 那 市 (岐阜県)	開 始 式 (スケート(スピード))	午後 ◎						恵那文化センター	恵那市長島町中野 414-1
長久手市 (愛知県)	開 始 式 (スケート・アイスホッケー)		午前 ◎					モリコロパーク 地球市民交流センター	長久手市茨ヶ廻間 乙 1533-1
名古屋市 (愛知県)	表 彰 式						午後 ◎	ウインクあいち 大 ホ ー ル	名古屋市中村区 名 駅 4 - 4 - 3 8
恵 那 市 (岐阜県)	ス ケ ー ト	スピード		○	○	○	○	岐阜県クリスタルパーク 恵那スケート場	恵那市武並町竹折 970-1
名古屋市 (愛知県)		フィギュア		○	○	○	午前 ○	日本ガイシアリーナ アイスリンク	名古屋市南区東又 兵 五 町 5 - 1 - 5
		ショート トラック					午後 ○		
名古屋市 豊 橋 市 長久手市 (愛知県)	ア イ ス ホ ッ ケー			○	○			邦和スポーツランド アイススケートリンク	名古屋市港区港栄 1-8-23
				○	○	○	○	アクアリーナ豊橋 アイスアリーナ	豊橋市神野新田町字メノ割 1-3
				○	○	○	○	モリコロパーク アイススケート場	長久手市茨ヶ廻間 乙 1533-1

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日

全国会議

	全 国 代 表 者 会 議	全 国 報 道 員 会 議
日 時	平成 24 年 1 月 27 日 (金) 13:00～	平成 24 年 1 月 27 日 (金) 14:30～
会 場	ミッドランドスクエア5階 ミッドランドホール	ミッドランドスクエア5階 ミッドランドホール
住 所	名古屋市中村区名駅 4-7-1	名古屋市中村区名駅 4-7-1
電話番号	052-527-8500	052-527-8500

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を愛知県・岐阜県において開催するにあたり、参加者とともにこの趣旨を一層発揚し、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を促進するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競技会名	会期	会場地
スケート競技会	平成24年1月28日（土）～2月1日（水）5日間	愛知県名古屋市 岐阜県恵那市
アイスホッケー競技会	平成24年1月28日（土）～2月1日（水）5日間	愛知県名古屋市 愛知県豊橋市 愛知県長久手市

3 競技方法

都道府県対抗とする。

4 ドーピング検査の実施

検査は、日本ドーピング防止規程及び関連規則に基づき実施する。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第67回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者（日本国との平和条約に基

づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)

- (イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
 - a 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込締切時(平成24年1月6日)に1年以上在籍していること。
 - b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学または家族滞在(中学3年生)に該当していること。
- (ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
 - a 平成24年以前に前号(イ)に該当していた者
 - b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会参加時において留学に該当しない者

[注] 大学時に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」と同等に扱う。

- イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。
- ウ 第65回又は第66回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第65回又は第66回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

- (ア) 成年種別
 - a 平成22年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
 - b 結婚又は離婚に係る者
 - c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
- [注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- (イ) 少年種別
 - a 平成22年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
 - b 結婚又は離婚に係る者
 - c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」による。)
 - d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (イ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

〔注〕 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地
- (エ) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」（別記3）に定める小学校の所在地

※ 上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成23年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

〔成年種別〕

- a 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

〔少年種別〕

- a 「一家転住」した場合
- b 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成5年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成8年4月1日以前に生まれた者から平成5年4月2日以後に生まれたものとする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成23年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、公益財団法人日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議の上、公益財団法人日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項—(1)—1)—③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切日までに、公益財団法人日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項—(1)—1)—③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由の限ることとする。

なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加するこ

とができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

上記(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「(ア)居住地を示す現住所」、「(イ)学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(ウ)勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

上記(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

上記(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む。）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項—(1)—1)—③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

〔注〕(1)イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項—(1)—1)—③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成23年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第64回及び第65回大会（冬季大会は第65回及び第66回大会）に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成23年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日体協が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第66回大会（冬季大会は第67回大会）に参加した者が、第67回大会（冬季大会は第68回大会）において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合

6 各正式競技別の表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える得点

「種目」：種目などに与える得点

(2) 参加得点

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

ア 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。

イ ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。

ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにドーピング防止規則に対する違反に関わる順位等の取扱い

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

(1) 正式競技ごとに男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。

団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 各競技の参加申込方法

- (1) 都道府県体育協会会長と当該競技団体会長は、連署のうえ、都道府県大会又はブロック大会等において、選抜された者を第67回国民体育大会会長あてに申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、平成24年1月6日（金）とする。
- (4) 参加申込様式は、公益財団法人日本体育協会が当該競技団体と協議のうえ、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～オあてに所定の様式（本要項12ページ）にて届けなければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 財団法人日本スケート連盟

イ 財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・
アイスホッケー競技会愛知県実行委員会事務局

エ ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会事務局

オ ぎふ清流国体恵那市実行委員会事務局

※ スピード競技参加者についてはア、エ、オに、ショートトラック、フィギュア競技参加者についてはア、ウに、アイスホッケー競技参加者についてはイ、ウに提出するものとする。なお、公益財団法人日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 各競技会の棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項12ページ）を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1人あたり（視察員を除く。）次のとおり参加負担金を納入する。

参加区分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	1,500円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	2,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成24年1月6日（金）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店	普通預金口座	513729
公益財団法人 日本体育協会		

11 宿泊申込み

大会参加者は、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会及びぎふ清流国体恵那市実行委員会が指定した所定の様式により、定められた期限までに申し込むものとする。

12 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員編成は、次のとおりとする。
 - ア 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
 - イ 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
 - ウ 上記ア及びイによる本部役員総数の範囲内でスポーツドクターを帯同するものとする。
 - エ 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記ア及びイによる人数を上限とする。

13 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、平成25年以降の冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県は、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第8項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

14 参加章及び視察員章の交付

参加章及び視察員章は、次の者に与える。

- (1) 参加章
都道府県選手団本部役員、監督・選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県名を明示したユニホームを着用しなければならない。

16 都道府県大会及びブロック大会等

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県の主催団体は、適正な手続に則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の参加申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様

式は公益財団法人日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、開催都道府県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

公益財団法人日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を、公益財団法人日本体育協会に納入する。
- (3) 納入期限及び納入先については、別途、公益財団法人日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

18 その他

- (1) 参加申込み及び宿泊申込みが、定められた期限までに行われなかった場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんを問わず本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手【 交代（変更）届 ・ 棄権届 】 ※いずれかに○

※ 手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること。

1 参加申込選手

競技名		種別		部・種目別	
参加申込選手名					

2 交代（変更）・棄権の理由

3 交代（変更）選手 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	年	月	日生 (歳)
氏名					
所属区分 ※1		所属の所在地 ※2			
プログラム掲載用所属					
第65回大会参加 都道府県名		第66回大会参加 都道府県名		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有・無	有の場合 番号等			
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)					

※1 第67回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別（ア.居住地を示す現住所 イ.勤務地 ウ.ふるさと）

少年種別（ア.居住地を示す現住所 イ.学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ.勤務地
エ.「JOC エリートアカデミーに係る参加選手の特例措置」に定める小学校の所在地）

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回（第67回大会）と第66回大会（不出場の場合は第65回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。〔1.新卒業者 2.結婚又は離婚 3.ふるさと（成年） 4.一家転住（少年）
5. JOC エリートアカデミー（少年） 6. 東日本大震災に係る特例〕

平成 年 月 日

ア 当該中央競技団体会長 殿

イ 開催県実行委員会会長 殿

体育協会

会 長



協会・連盟

会 長



第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手交代（変更）・棄権手続にあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手を交代（変更）する場合には、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛に提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続を行うこと。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者※2宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。（開催県実行委員会、会場地実行委員会等には提出不要）なお、原本は必ず保管し、下記3に従い、後日公益財団法人日本体育協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要。）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育協会並びに中央競技団体は、次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、公益財団法人日本体育協会に対して、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続の場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育協会は棄権届（原本）に加え、棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育協会に通知する。

3 各競技実施要項

◇ 正式競技 ◇

〔1〕 スケート競技

1 期 日 平成 24 年 1 月 28 日（土）から 2 月 1 日（水）まで〔5 日間〕

実施競技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	平成 24 年 1 月 28 日（土）～1 月 31 日（火）
ショートトラック	平成 24 年 1 月 31 日（火）～2 月 1 日（水）
フ ィ ギ ュ ア	平成 24 年 1 月 28 日（土）～1 月 31 日（火）

2 会 場

会場地	実施競技	競 技 会 場
恵 那 市	ス ピ ー ド	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場
名 古 屋 市	ショートトラック フ ィ ギ ュ ア	日本ガイシアリーナ アイスリンク

3 種別、種目及び参加人員

(1) スピード

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m 2000m R
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m 2000m R
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m 2000m R
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m 2000m R

(2) ショートトラック

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m 5000m R
成年女子	500m・1000m 3000m R
少年男子	500m・1000m —————
少年女子	500m・1000m —————

(3) フィギュア

種 別	種 目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(4) 参加人員（スピード・ショートトラック・フィギュア）

種別	監督数	選手数	小計	都道府県数	合計
成年男子	12名 以内	30名 以内	1都道府県 66名以内	47	858名以内
成年女子					
少年男子					
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、財団法人日本スケート連盟が調整する。

ア スピード

- (ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別ごとの総合順位が1～16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離（3000m・5000m・10000m）に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

- (イ) 1種目2名以内、1名2種目（リレーは除く。）以内とする。

また、補欠は上記人数以内で認める。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

- (ウ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。
(エ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

- (ア) 前年度の国体で各種別ごとの順位が1～8位までの都道府県と、前年度の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

- (イ) 1種目2名以内、1名2種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エン

トリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

- (ウ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。
- (エ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

- (ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。
参加都道府県は、①から③に該当する最大16チームである。
 - ① 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
 - ② 第67回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム
 - ③ 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
- (イ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規程及び方法

(1) スピード

ア 財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラックCタイプ」を使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

- ① 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）
- ② 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。

ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 組合せにあたっては、レフェリー及び開催県の財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭制を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m（1回）、1500m（1回）、3000m（2回）、5000m（4回）、10000m（8回）

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路の直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順により決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順

とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了の中で取得回数の多い順に順位を付け、同数の場合は到着順で決定する。さらに未取得者の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。
トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。
なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間は最低20分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子のリレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せ及び抽選は、各都道府県からの出場申込記載のブロック別さらに各ブロックにおける種目別ランキングに基づいて行う。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。

組合せにあたっては、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び開催県の財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1～8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。
採点は、ISUジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

各種別とも競技に参加した2名の最終順位の合計数値が少ない順に、上位より順位が決定する。

数値が同じ場合は、個人成績で良い選手を含むチームが上位となる。

※注意 ① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なってもかまわない。

オ 本選において選手の変更がある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2010年国際スケート連盟規程第511条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2010年国際スケート連盟規程第512条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分50秒以内とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子4分30秒、成年女子4分、少年男子4分、少年女子3分30秒とする。

ク 音楽は、カセットテープ、CD、MDのいずれかを使用することとし、最初から再生できるものとする。なお、カセットテープはA面使用のこととし、MDの高速録音は不可とする。

また、必ず予備（別メディア）の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において平成24年1月6日（金）までに日本スケート連盟ホームページ「競技会オンライン申込サイト」<https://www.skatingjapan.jp/entry/>により登録すること、なお登録できない場合は都道府県単位でまとめて下記へ送付すること。

期 限 平成24年1月6日（金）

送付先 〒457-0821

愛知県名古屋市中区弥次エ町四丁目71番地

愛知県スケート連盟事務局

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。なお抽選は国体委員により行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

2実施要項総則5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケート指導員、公認スケートコーチ、公認上級スケートコーチ、又は公認スケート教師の資格を有することが望ましい。

(2) スピード

財団法人日本スケート連盟スピードスケートバッジテストB級以上の資格を有する者。

（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

財団法人日本スケート連盟ショートトラックバッジテストB級以上の資格を有する者。

（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、財団法人日本スケート連盟フィギュアバジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子	スピード、ショートトラック 各種目(リレーを含む。)とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
	少年女子	フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、第67回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日 時 平成 24 年 1 月 10 日 (火) 9 : 00 ~

場 所 恵那中公民館

電 話 0573-26-1808

イ ショートトラック

日 時 平成 24 年 1 月 8 日 (日) 13:00 ~

場 所 日本ガイシアリーナ 第一会議室

電 話 052-614-6211

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 平成 24 年 1 月 27 日 (金) 9 : 00 ~

場 所 恵那中公民館

電 話 0573-26-1808

イ ショートトラック

日 時 平成 24 年 1 月 30 日 (月) 15 : 00 ~

場 所 名古屋市スポーツ振興会館 5 階 会議室

電 話 052-614-7511

ウ フィギュア

日 時 平成 24 年 1 月 27 日 (金) 14 : 00 ~

場 所 名古屋市スポーツ振興会館 5 階 会議室

電 話 052-614-7511

(3) 競技役員会議 (審判員会議)

ア スピード

日 時 平成 24 年 1 月 27 日 (金) 18 : 15 ~

場 所 恵那文化センター

電 話 0573-25-5121

イ ショートトラック

日 時 平成 24 年 1 月 30 日 (月) 17 : 00 ~

場 所 名古屋市スポーツ振興会館 5 階 会議室

電 話 052-614-7511

ウ フィギュア

日 時 平成 24 年 1 月 27 日 (金) 20 : 00 ~ / 1 月 28 日 (土) 13:00 ~

場 所 日本ガイシアリーナ 第一会議室

電 話 052-614-6211

9 その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕 アイスホッケー競技

1 期 日 平成 24 年 1 月 28 日（土）から 2 月 1 日（水）まで〔5 日間〕

種 別	28 日（土）	29 日（日）	30 日（月）	31 日（火）	1 日（水）
成年男子	1 回 戦	2 回 戦	準々決勝 順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 順位決定戦
少年男子	1 回 戦	準々決勝	順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 順位決定戦

2 会 場

会場地	競 技 会 場
名古屋 市	邦和スポーツランド アイススケートリンク
豊橋 市	アクアリーナ豊橋 アイスアリーナ
長久手 市	モリコロパーク アイススケート場

3 種別及び参加人員

種 別	監督数	選手数	参加都道府県	小計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規程及び方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、第 1 位から第 8 位までを決定する。
- (3) 第 5 位から第 8 位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間
1 回戦から準々決勝及び順位戦は、各ピリオド正味 15 分で行い、準決勝、決勝及び順位決定戦は、各ピリオド正味 20 分で行う。インターバルは 10 分とする。
- (5) 競技終了時に同点の場合
5 分間のサドン・ヴィクトリー方式による 4 on 4 の延長戦を行う。なお決しない場合は、3 名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、1 名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー 1 名を含め、16 名以内とする。なお試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0 対 15 で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催、開催地連盟の主管とする。

(3) ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
北海道	北海道	1	1
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
計		26	13

※ 開催地が所属するブロック（北信越・東海ブロック）の選出チーム数の中から開催地（愛知県）に対して出場権を与える。したがって、当該ブロックにおける選出チーム数（成年種別の北信越・東海ブロック：4、少年種別の北信越・東海・近畿ブロック：3）には開催地（愛知県）を含むものとする。

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

2実施要項総則5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、アイスホッケー競技要項の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケー指導員、公認アイスホッケーコーチ、又は公認アイスホッケー上級コーチ（旧資格制度により資格を取得し、平成17年度以降、新資格制度において上級コーチへ移行した者）の資格を有することが望ましい。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

- (1) 競技得点

天皇杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。 得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

- (2) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

8 表彰

(1) 総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別の第1位から第8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加上の注意

(1) 監督会議には、必ずユニフォーム（セカンドユニフォームも）を持参すること。

また、1月13日（金）までにチームのホーム用及びビジター用ユニホームの写真データをCDで郵送またはEメールで、愛知県実行委員会（uniform@yumerink.jp）へ送ること。

(2) アイスホッケー公式国際競技規則第224条、226条及び227条に基づき、国体少年の部に参加するプレイヤーは、フルフェイス・マスクと首とどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18歳未満の規則を適用する。

(3) その他の事項は、2実施要項総則15によるものとする。

10 諸会議

(1) 抽選会

日 時 平成24年1月10日（火）14:00～

場 所 岸記念体育会館

電 話 03-3481-2404 財団法人日本アイスホッケー連盟

(2) 監督会議

日 時 平成24年1月27日（金）15:30～

場 所 ウィンクあいち 10階 大会議室

電 話 052-571-6131

11 その他の事項については、総則の定めによる。

4 式 典 次 第

【第67回国民体育大会スケート競技会（スピード）開始式】

期日 平成24年1月27日（金）

場所 恵那文化センター

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:30
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	16:20
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	16:55
4	ぎ ぶ 清 流 国 体 開 幕 の こ と ば	16:58
5	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	17:00
6	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	17:23
7	開 式 通 告	17:40
8	競 技 会 開 始 宣 言	17:41
9	国 旗 儀 礼	17:44
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	17:46
11	日 本 体 育 協 会 （ 文 部 科 学 省 ） あ い さ つ	17:50
12	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	17:53
13	歓 迎 の こ と ば	17:56
14	選 手 代 表 宣 誓	18:01
15	閉 式 通 告	18:03
16	役 員 ・ 選 手 団 解 散	18:04

【第67回国民体育大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・
アイスホッケー競技会開始式】

期日 平成24年1月28日（土）

場所 モリコロパーク地球市民交流センター

順	次 第	時 刻
1	開 場	8 : 3 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	9 : 0 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	9 : 4 4
4	歡 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	9 : 4 5
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 0 : 0 5
6	開 式 通 告	1 0 : 2 5
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 0 : 2 6
8	国 旗 儀 礼	1 0 : 2 7
9	大 会 旗 ・ 日 本 体 育 協 会 旗 ・ 実 施 競 技 団 体 旗 儀 礼	1 0 : 2 9
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 0 : 3 1
11	日 本 体 育 協 会 （ 文 部 科 学 省 ） あ い さ つ	1 0 : 3 5
12	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 0 : 3 8
13	歡 迎 の こ と ば	1 0 : 4 1
14	選 手 代 表 宣 誓	1 0 : 4 7
15	閉 式 通 告	1 0 : 5 0
16	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 0 : 5 1

【第67回国民体育大会スケート競技会・アイスホッケー競技会表彰式】

期日 平成24年2月1日(水)

場所 ウィンクあいち 大ホール

順	次 第	時 刻
1	開 場	14:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14:20
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14:55
4	開 式 通 告	15:00
5	成 績 発 表	15:01
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	15:04
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	15:12
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	15:14
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	15:18
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15:20
11	会 場 地 あ い さ つ	15:23
12	国 旗 儀 礼	15:26
13	競 技 会 終 了 宣 言	15:28
14	閉 式 通 告	15:29
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	15:30

5 宿泊要項

1 目的

この要項は、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）及びぎふ清流国体恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）は、相互に十分な連絡調整を行い、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）、関係機関、関係団体等の協力を得て、大会参加者の宿泊業務に万全を期するものとする。

3 業務の実施

- (1) 愛知県実行委員会及び恵那市実行委員会は、大会参加者等との連絡調整等にあたるものとする。
- (2) 愛知県実行委員会及び恵那市実行委員会は、岐阜県実行委員会、競技団体、関係団体等及び宿泊施設と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舍の選定、確保及び配宿の業務を行うとともに、宿泊に関する紛議等が生じた場合は、調整及び斡旋を行うものとする。

4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舍は、原則として会場地の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ）を利用するものとする。
- (2) 風紀上、衛生上及び防火上支障があると認められる宿泊施設は、利用しないものとする。

5 配宿

配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は、可能な限りその競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を考慮して配宿するとともに、原則として他の大会参加者の宿舍とは別にするものとする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舍に配宿するものとする。
- (3) 1人の宿舍に要する広さは3.3㎡（2.0畳）以上とするものとする。
- (4) 指定された宿舍の変更は、原則として認めないものとする。任意に宿舍を変更したことによって生じたすべての紛議や損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

宿泊料金、休憩料金、料金の精算及び適用期間等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時以降、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

ア 愛知県内に宿泊する場合

区 分		宿 泊 料 金		備 考
		1泊2食付	素泊まり	
選手・監督	宿泊施設A	7,950円	5,850円	通常のサービス、暖房料及び奉仕料、消費税及び地方消費税を含む。
	宿泊施設B	9,000円	6,900円	
	宿泊施設C	9,450円	7,350円	
上記以外の大会参加者	宿泊施設A	8,700円	6,600円	
	宿泊施設B	9,700円	7,600円	
	宿泊施設C	11,550円	9,450円	

※ 宿泊施設のA、B、Cとは、宿泊施設の中で宿泊料金の実勢価格等を考慮して区分した宿泊施設をいう。

イ 恵那市内及びその周辺に宿泊する場合

区 分		宿 泊 料 金		備 考
		1泊2食付	素泊まり	
選手・監督		8,820円 (税抜8,400円)	5,985円 (税抜5,700円)	通常のサービス・奉仕料、暖房料を含む
上記以外の大会参加者	営業施設A	8,820円 (税抜8,400円)	5,985円 (税抜5,700円)	
	営業施設B	9,975円 (税抜9,500円)	7,140円 (税抜6,800円)	
	営業施設C	11,550円 (税抜11,000円)	8,085円 (税抜7,700円)	

※ 営業施設のA、B、Cとは、営業施設の中で宿泊料金の実勢価格等を考慮して区分した営業施設をいう。

(3) 入湯税については、外税とし、課税対象施設に対し、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

ア 愛知県内で宿泊する場合において、朝食及び夕食を欠食した場合は、宿泊料金から下記の金額を控除するものとする。

区分	朝食	夕食	備考
料金	800円	1,300円	消費税及び地方消費税を含む。

欠食に伴う宿泊料金からの食事料金の控除は、朝食の場合は前日の18時までに、夕食の場合は、当日の9時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとする。

イ 恵那市内及びその周辺で宿泊する場合は当該料金表を適用する。

区分		朝食を欠食した場合	夕食を欠食した場合
選手・監督	営業施設A	7,980円 (税抜 7,600円)	6,825円 (税抜 6,500円)
	営業施設A	7,980円 (税抜 7,600円)	6,825円 (税抜 6,500円)
上記以外の 大会参加者	営業施設B	9,135円 (税抜 8,700円)	7,980円 (税抜 7,600円)
	営業施設C	10,395円 (税抜 9,900円)	9,240円 (税抜 8,800円)

欠食控除の適用は、朝食の場合は前日の12時までに、夕食の場合は前日の18時までに申し出た場合に限るものとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定するものとする。

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づく料金とする。

(6) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊者本人又は宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者（以下「宿泊責任者」という。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(7) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

宿泊を取り消した場合の取消料は、次のとおりとし、宿泊責任者又は宿泊者本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の7日前まで	0円	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金	

※ 取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 選手・監督の特例

選手・監督が競技開始後において、競技の都合により宿泊を取り消す場合は、6(7)アの定めにかかわらず、次のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の前日まで	0円	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定当日	宿泊料金の50%	

※ 取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

ウ 宿泊の最終責任

宿泊責任者又は宿泊者本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(8) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金の適用期間は、次のとおりとする。

ア 愛知県内で宿泊する場合

平成24年1月24日（火）15時から平成24年2月2日（木）10時までとする。

イ 恵那市内及びその周辺で宿泊する場合

平成24年1月24日（火）15時から平成24年2月1日（水）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿舎の申込みは、所定の宿泊申込書により、宿泊申込代表者が次により行うものとする。

ア 愛知県内で宿泊する場合【スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会】

区 分	宿泊申込期限	宿泊申込先
選手・監督 都道府県本部役員 視 察 員 報 道 員	平成24年1月6日（金） （必着厳守）	〒460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎2階 第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会 (ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会 愛知県実行委員会事務局 配宿センター TEL 052-954-6474 FAX 052-954-6966

イ 恵那市内及びその周辺で宿泊する場合【スケート競技会（スピード）】

区 分	宿泊申込期限	宿泊申込先
選手・監督 都道府県本部役員 視 察 員 報 道 員	平成24年1月6日（金） （必着厳守）	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地 恵那市役所内 ぎふ清流国体恵那市実行委員会事務局 TEL 0573-26-0270 FAX 0573-26-0275

※ 大会役員、競技会役員及び競技役員については、別途申し込むものとする。

※ 選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあつては、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは、認めないものとする。

- (2) 宿泊申込書が前号の宿泊申込期限までに到着しない場合は、宿泊の申込みを受け付けず、実施要項の定めにより大会への参加を認めないものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、所定の宿泊申込書に定める事項により、宿泊者の中から宿泊責任者を定めるものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前には、宿泊申込代表者が、必ず速達郵便又はFAXにより前項の宿泊申込先へ連絡するものとし、その申出の効力の発生時期は、速達郵便又はFAXが宿泊申込先へ到着した日時とする。
- (2) 入宿後においては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生時期は、当該申出のあった日時とする。

9 食 事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和がとれ、かつ、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (1) 食事の時間は、宿舎と宿泊者が密接な連絡をとり、競技等に支障をきたさないよう時間調整を行うものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とする。ただし、弁当の斡旋を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 愛知県内で宿泊する場合

区 分	料 金	斡旋期間	備考
昼 食 弁 当	840円	平成24年1月28日(土)から 2月1日(水)までの5日間	消費税及び地方 消費税を含む。

※ 事務局が別に定める方法により申し込むものとする。

イ 恵那市内及びその周辺で宿泊する場合

区 分	料 金	斡旋期間	備考
昼 食 弁 当	945円	平成24年1月28日(土)から 1月31日(火)までの4日間	消費税及び地方 消費税を含む。

※ 事務局が斡旋する場合は、所定の弁当申込方法により申し込むことができる。

10 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

6 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について必要な事項を定め、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（フィギュア・ショートトラック）名古屋市実行委員会（以下「名古屋市実行委員会」という。）、第67回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会豊橋市実行委員会（以下「豊橋市実行委員会」という。）、第67回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会長久手町実行委員会（以下「長久手町実行委員会」という。）及びぎふ清流国体恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関・団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、愛知県実行委員会及び岐阜県実行委員会は、必要に応じて、関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

(ア) 列車利用の場合

- a 大会参加者の列車利用については、定期列車等を利用する。
- b 最寄り駅は、次の駅とする。

- (a) スピード競技… J R 恵那駅、J R 武並駅
- (b) ショートトラック競技、フィギュア競技… J R 名古屋駅、J R 金山駅、J R 笠寺駅
- (c) アイスホッケー競技（成年）… J R 名古屋駅、J R 金山駅
- (d) アイスホッケー競技（少年）… J R 豊橋駅

(イ) 航空機利用の場合

空港から会場地等までについては、公共交通機関等を利用する。

(ウ) 自動車利用の場合

会場地までバス、自家用車等を利用する場合は、愛知県実行委員会及び岐阜県実行委員会が行う来会意向調査等の際にその旨を申し出るものとする。

イ 最寄り駅から宿舎までの輸送

- (ア) スピード競技については、原則として公共交通機関等を利用する。ただし、恵那市実行委員会の一部区間（J R 恵那駅⇔恵那峡地区）をバスによる計画輸送を行う。

(イ) ショートトラック競技、フィギュア競技及びアイスホッケー競技については、基本的に計画輸送は行わないので、最寄り駅から宿舍までは、公共交通機関等を利用する。

ウ 開始式・表彰式の輸送

(ア) 開始式は、原則として公共交通機関等を利用する。ただし、スピード競技開始式は、恵那市実行委員会が一部区間（JR恵那駅、競技会場⇄開始式会場）をバスによる計画輸送を行う。

(イ) 表彰式は、自由集合及び自由解散とする。

エ 大会期間中の輸送

(ア) スピード競技については、原則として公共交通機関等を利用する。ただし、恵那市実行委員会が一部区間（最寄り駅、宿舍⇄競技会場）をシャトルバスによる計画輸送を行う。

(イ) ショートトラック競技、フィギュア競技及びアイスホッケー競技については、原則として公共交通機関等を利用する。ただし、アイスホッケーチームの輸送は、近距離を除き、豊橋市実行委員会及び長久手町実行委員会がバスによる計画輸送を行う。

(ウ) 各競技会場間は、基本的に計画輸送を行わないので、公共交通機関等を利用する。

オ 各種会議の輸送

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、自由集合及び自由解散とする。

カ 乗車方法及び運賃

計画輸送車両を利用する大会参加者は、指定乗車場所から乗車し、運賃は無料とする。なお、大会参加者が公共交通機関等を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

(2) 一般観覧者の輸送

ア スピード競技については、原則として公共交通機関等を利用する。ただし、恵那市実行委員会が一部区間（最寄り駅⇄競技会場）をシャトルバスによる計画輸送を行う。

イ ショートトラック競技、フィギュア競技及びアイスホッケー競技については、基本的に計画輸送を行わないので、公共交通機関等を利用する。

4 案内所の設置

案内所を次のとおり設置する。

名称	設置場所	設置期間
名古屋駅案内所	J R 名古屋駅	平成24年1月27日(金)～1月31日(火)
金山駅案内所	J R 金山駅	平成24年1月27日(金)～1月31日(火)
笠寺駅案内所	J R 笠寺駅	平成24年1月27日(金)～2月1日(水)
豊橋駅案内所	J R 豊橋駅	平成24年1月27日(金)～2月1日(水)
中部国際空港案内所	中部国際空港	平成24年1月27日(金)～1月28日(土)
クリスタルパーク 恵那スケート場案内所	クリスタルパーク 恵那スケート場	平成24年1月27日(金)～1月31日(火)

名称	設置場所	設置期間
恵那駅案内所	J R 恵那駅	平成24年1月27日(金)～1月31日(火)
武並駅案内所	J R 武並駅	平成24年1月28日(土)～1月31日(火)

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通の誘導及び規制等を行う。

(2) 自家用車の利用

ア 大会参加者の自家用車での来場は、出来る限り自粛するものとする。

イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する場合がありますので、名古屋市実行委員会、豊橋市実行委員会、長久手町実行委員会、恵那市実行委員会と連絡をとり、事前に大会関係車両等の標章の交付を受けるものとする。

ウ 輸送・交通の万全等を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着、携行し、路面凍結時や積雪時のスリップによる交通事故や移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

可能な限り必要な駐車場を準備するものとするが、各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員の指示等に従い、駐車区分により必ず指定された駐車場を利用すること。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7 医療救護要項

1 目的

この要項は、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等の医療救護に万全を期すため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）、第67回国民体育大会冬季大会スケート競技会（フィギュア・ショートトラック）名古屋市実行委員会、第67回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会豊橋市実行委員会、第67回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会長久手町実行委員会及びぎふ清流国体恵那市実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、医療機関、消防本部、保健所等の関係機関と医師会等の関係団体の協力を得て、密接な連携を取り、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

ただし、スケート競技会のうちスピードについては、必要に応じて救護本部を設置する。

イ 開始式会場及び競技会場には、必要に応じて救護所及び救護班を設置し、医師、歯科医師、看護師（保健師）、薬剤師及び事務職員等により、必要に応じた編成をする。

ウ 救護所では、応急処置等を行うものとし、必要に応じて医療機関に搬送する。

(2) 医療品及び救急自動車等の配備

ア 救護所には、必要に応じて医薬品、その他必要な物品等を備える。医薬品はドーピング禁止物質を含む薬品を配備しないこととする。

イ 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議する。

(3) 宿舎等における医療救護

ア 宿泊する旅館・ホテル等で発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が、最寄りの医療機関へ連絡する。

イ 練習中等救護関係者のいない場所で、けがや発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 愛知県が行う開始式及び表彰式における医療救護は、愛知県実行委員会が担当する。
- (2) 恵那市が行う開始式における医療救護は、ぎふ清流国体恵那市実行委員会が担当する。
- (3) 競技会場における医療救護は、会場地実行委員会が担当する。
- (4) 愛知県内の宿舎における医療救護は、愛知県実行委員会が担当し、恵那市内及びその周辺の宿舎における医療救護は、ぎふ清流国体恵那市実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は 昭和41年4月 1日制定
昭和45年1月22日一部改訂
昭和48年7月10日一部改訂
昭和54年5月 9日一部改訂
平成17年6月16日一部改訂
平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は 昭和41年4月 1日制定
昭和45年1月22日一部改訂
昭和48年7月10日一部改訂
昭和54年5月 9日一部改訂
平成17年6月16日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

10 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1-1 岸記念体育館 内	(03)3481-2217
		(03)3481-2284
財団法人 日本スケート連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1-1 岸記念体育館 内	(03)3481-2351
		(03)3481-2350
財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1-1 岸記念体育館 内	(03)3481-2404
		(03)3481-2407
愛知県スケート連盟	〒457-0821 愛知県名古屋市長区弥次エ町四丁目 71番地	(052)611-8088
		(052)611-8088
岐阜県スケート連盟	〒509-7122 岐阜県恵那市武並町竹折36-89	(0573)28-2822
		(0573)28-2822
愛知県アイスホッケー連盟	〒467-0813 愛知県名古屋市長区瑞穂区西ノ割町 1丁目16番地の1	(052)851-0811
		(052)852-5263
第67回国民体育大会冬季大会 スケート競技会(ショートトラック・フィギュア) ・アイスホッケー競技会 愛知県実行委員会事務局	〒460-8534 愛知県名古屋市長区三の丸三丁目 1番2号	(052)954-6828
		(052)954-6966
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会 実行委員会事務局	〒450-0002(※平成24年1月17日~2月1日) 愛知県名古屋市長区名駅四丁目 4番38号 ウィンクあいち内	(052)954-6828
		(052)954-6966
第67回国民体育大会冬季大会 スケート競技会(フィギュア・ショートトラック) 名古屋市実行委員会事務局	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	(058)272-8190
		(058)278-2604
第67回国民体育大会冬季大会 アイスホッケー競技会 豊橋市実行委員会事務局	〒460-8508 名古屋市長区三の丸三丁目1番1号	(052)972-3291
		(052)972-4417
第67回国民体育大会冬季大会 アイスホッケー競技会 長久手市実行委員会事務局	〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地	(0532)51-2867
		(0532)56-3005
ぎふ清流国体 恵那市実行委員会事務局	〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1	(0561)63-1111
		(0561)62-1451
ぎふ清流国体 恵那市実行委員会事務局	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1番地1	(0573)26-0270
		(0573)26-0275

